

1 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出対象行為

三重県景観計画の区域（景観行政団体である市町の区域を除く三重県の区域の全域（熊野川流域景観計画区域を除く））で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出の受理の日から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手できない期間は、短縮できる場合があります。

行為の区分	規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの	
外観を変更することとなる修繕若しくは移転、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）	高さ13mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	高さ13mを超えるもの
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m を超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの（②に掲げるものにあつては30mを超えるもの）
	⑫太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	高さ13mを超えるもの（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの）、又は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土石の採取又は鉱物の掘採	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの	

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

(2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1) 届出対象行為」に該当する場合であっても、届出の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第13号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	三重県景観規則第5条第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	三重県景観規則第5条第4号
市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1～3項	三重県景観規則第5条第5号
尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第6号
熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第7号
大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第8号
紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条、第10条	三重県景観規則第5条第9号
御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第10号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（景観法施行令第8条第4号イ）

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為